

●香川県告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

宇多津町

2 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 宇多津町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

昭和53年12月23日から平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成22年香川県告示第140号の事業地に、綾歌郡宇多津町字長縄手及び大字東分字池ノ内の各一部の区域を加える。